

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(税務課)	14
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	14
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	14
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	15
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	15
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	15
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	16
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	17
道教育庁教育局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (6件)……………		18

告 示

北海道告示第247号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成31年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称（1件当たりの単価）及び調達予定数量
道税に係る収納磁気テープ作成業務 1,557,219件
- 随意契約の相手方を決定した日
平成31年3月20日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏 名 株式会社北洋銀行
 - 住 所 札幌市中央区大通西3丁目7番地
- 随意契約に係る契約金額
20円50銭
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- 名 称 北海道総務部財政局税務課
- 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第248号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成31年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 苫前郡苫前町字力昼895（次の図に示す部分に限る。）
- 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び苫前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第249号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成31年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第250号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成31年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 斜里郡小清水町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 斜里郡小清水町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び小清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第251号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 斜里郡小清水町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

小清水町（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 斜里郡小清水町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

小清水町（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び小清水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第252号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成31年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第253号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

島田の沢川（Ⅱ－73－0010）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

紋別市志文（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

白田の沢川（Ⅱ－73－0020）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

紋別市志文（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

阿部の沢川（Ⅱ－73－0040）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

紋別市八十土（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

武田2号沢川（Ⅱ－73－0050）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

紋別市藻別（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

武田1号沢川（Ⅱ－73－0060）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

紋別市藻別（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

オンネナイ3号川（Ⅱ－73－0100）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

紋別市大山町3丁目、大山町4丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

オンネナイ4号川（Ⅰ－73－0110）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

紋別市大山町4丁目、緑町5丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

上古丹左の沢川（Ⅱ－73－0170）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

紋別市上渚滑町中立牛、上渚滑町上古丹（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

巢内の沢川（Ⅱ－73－0180）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

紋別市上渚滑町中立牛（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

オワクンベ橋の沢川（Ⅱ－73－0550）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別市上渚滑町和訓辺（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
関原の沢川（Ⅱ－73－0570）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
紋別市渚滑町宇津々（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第254号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年4月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
紋別元紋別（Ⅰ－7－117－2611）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別市元紋別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
紋別新生新生（Ⅱ－7－135－1982）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別市新生（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
鴻ノ舞沢川（Ⅱ－73－0070）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別市鴻之舞住吉町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
柳沼の沢川（Ⅱ－73－0080）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別市新生（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
片岡の沢川（Ⅱ－73－0160）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別市上渚滑町更生（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
八幡神社の沢川（Ⅰ－73－0580）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
紋別市渚滑町宇津々（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁空知教育局告示第32号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年4月9日

北海道教育庁空知教育局長 竹 林 亨

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) A重油その1（夕張地域） | 20,000リットル |
| (2) A重油その2（岩見沢地域） | 56,000リットル |
| (3) A重油その3（空知南部地域） | 25,000リットル |
| (4) A重油その4（空知中部地域） | 44,000リットル |
| (5) A重油その5（空知北部地域） | 74,000リットル |
| (6) 灯油その1（夕張地域） | 1,000リットル |
| (7) 灯油その2（岩見沢地域） | 30,800リットル |
| (8) 灯油その3（空知南部地域） | 3,000リットル |
| (9) 灯油その4（空知中部地域） | 8,850リットル |
| (10) 灯油その5（空知北部地域） | 10,700リットル |

2 落札を決定した日

平成31年3月15日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア 氏 名 株式会社北島商会

イ 住 所 夕張市清水沢1丁目10番地16号

(2) 1の(2)、(4)及び(5)

ア 氏 名 茂田石油株式会社

イ 住 所 旭川市住吉4条2丁目8番13号

(3) 1の(3)

ア 氏 名 株式会社小林本店

イ 住 所 夕張郡栗山町錦3丁目109番地

(4) 1の(6)から(8)まで

ア 氏 名 ミナミ石油株式会社

イ 住 所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号

(5) 1の(9)

ア 氏 名 有限会社永友商事

イ 住 所 砂川市東6条南8丁目1番18号

(6) 1の(10)

ア 氏 名 第一興産株式会社

イ 住 所 滝川市朝日町東2丁目2-5

4 落札金額

- | | |
|-------------|--------|
| (1) 1の(1) | 79円 |
| (2) 1の(2) | 65.60円 |
| (3) 1の(3) | 70円 |
| (4) 1の(4) | 65.70円 |
| (5) 1の(5) | 66円 |
| (6) 1の(6) | 72.39円 |
| (7) 1の(7) | 70.39円 |
| (8) 1の(8) | 69.79円 |
| (9) 1の(9) | 65.40円 |
| (10) 1の(10) | 69.20円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成31年1月29日付け北海道教育庁空知教育局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第50号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年4月9日

北海道教育庁石狩教育局長 岩 淵 隆

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 灯油（A地区） | 64,100リットル |
| (2) 灯油（B地区） | 98,800リットル |
| (3) 灯油（C地区） | 80,300リットル |
| (4) 灯油（D地区） | 68,500リットル |
| (5) 灯油（E地区） | 96,400リットル |
| (6) 灯油（F地区） | 73,400リットル |
| (7) 灯油（G地区） | 84,900リットル |
| (8) 灯油（H地区） | 83,400リットル |

- (9) 灯油（I地区） 57,400リットル
(10) 灯油（J地区） 46,800リットル
(11) 灯油（K地区） 32,500リットル
(12) 灯油（L地区） 39,200リットル
(13) 灯油（M地区） 100リットル

2 落札を決定した日
平成31年3月14日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)から(6)まで、(9)及び(13)
ア氏名 株式会社アイックス
イ住所 札幌市白石区本通12丁目南3番10号
(2) 1の(7)及び(8)
ア氏名 ミナミ石油株式会社
イ住所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号
(3) 1の(10)
ア氏名 株式会社常盤興産
イ住所 北広島市大曲幸町2丁目3番地12
(4) 1の(11)及び(12)
ア氏名 日下石油倉庫株式会社
イ住所 富良野市若葉町2番20号

4 落札金額

- (1) 1の(1) 67円79銭
(2) 1の(2) 67円79銭
(3) 1の(3) 67円79銭
(4) 1の(4) 66円50銭
(5) 1の(5) 66円50銭
(6) 1の(6) 68円30銭
(7) 1の(7) 68円59銭
(8) 1の(8) 68円59銭
(9) 1の(9) 67円79銭
(10) 1の(10) 67円88銭
(11) 1の(11) 68円00銭
(12) 1の(12) 67円90銭
(13) 1の(13) 70円00銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成31年1月29日付け北海道教育庁石狩教育局告示第9号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁渡島教育局告示第45号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年4月9日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) 灯油その1（松前町地区） 7,000リットル
(2) 灯油その2（長万部町地区） 8,400リットル
(3) 灯油その3（八雲町地区） 12,200リットル
(4) 灯油その4（森町地区） 9,700リットル
(5) 灯油その5（七飯町地区） 10,500リットル
(6) 灯油その6（北斗市地区） 112,100リットル
(7) 灯油その7（函館市1地区） 86,200リットル
(8) 灯油その8（函館市2地区） 5,300リットル

2 落札を決定した日

平成31年3月12日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)
ア氏名 前側石油株式会社
イ住所 函館市大手町3番1号
(2) 1の(2)
ア氏名 有限会社五島商店
イ住所 山越郡長万部町字長万部15番地の82
(3) 1の(3)
ア氏名 株式会社佐藤エネルギー
イ住所 函館市松陰町24番2号
(4) 1の(4)
ア氏名 株式会社池見石油店
イ住所 函館市豊川町10番1号

- (5) 1の(5)から(7)まで
ア氏名 道南石油株式会社
イ住所 函館市大町9番20号

- (6) 1の(8)
ア氏名 平和石油株式会社
イ住所 函館市八幡町21番11号

4 落札金額

- (1) 1の(1) 88.56円
(2) 1の(2) 84.24円
(3) 1の(3) 80.67円
(4) 1の(4) 77.76円
(5) 1の(5) 73.22円
(6) 1の(6) 72.36円
(7) 1の(7) 69.66円
(8) 1の(8) 77.76円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成31年1月25日付け北海道教育庁渡島教育局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第46号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成31年4月9日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

- 1 随意契約に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
灯油その1（福島町地区） 7,000リットル
2 随意契約の相手方を決定した日
平成31年3月12日
3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 北海道エネルギー株式会社
(2) 住所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地
4 随意契約に係る契約金額

88.56円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第47号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。

平成31年4月9日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) A重油その1（渡島西部地区） 61,000リットル
(2) A重油その2（渡島北部1地区） 123,000リットル
(3) A重油その3（渡島北部2地区） 201,000リットル
(4) A重油その4（北斗市地区） 230,000リットル
(5) A重油その5（函館市1地区） 227,000リットル
(6) A重油その6（函館市2地区） 205,000リットル
(7) A重油その7（函館市3地区） 133,000リットル

2 落札を決定した日

平成31年3月12日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)

ア氏名 前側石油株式会社
イ住所 函館市大手町3番1号

- (2) 1の(2)

ア氏名 株式会社アサイ石油商事
イ住所 茅部郡森町字新川町216番地の10

- (3) 1の(3)から(5)まで及び(7)

ア氏名 道南石油株式会社
イ住所 函館市大町9番20号

- (4) 1の(6)

ア氏名 協和石油株式会社

イ 住 所 函館市末広町21番17号

4 落札金額

- (1) 1の(1) 86.4円
- (2) 1の(2) 73.224円
- (3) 1の(3) 70.2円
- (4) 1の(4) 70.2円
- (5) 1の(5) 69.66円
- (6) 1の(6) 69.12円
- (7) 1の(7) 71.064円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成31年1月29日付け北海道教育庁渡島教育局告示第5号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第48号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成31年4月9日

北海道教育庁渡島教育局長 五十嵐 晋

1 随意契約に係る特定役務の名称（1日当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) 北海道七飯養護学校通学用バス借上運行単価契約

- ア 5号線コース（1日3便） 101日
- イ 5号線コース（1日2便） 102日
- ウ 産業道路コース（1日2便） 203日
- エ 五稜郭コース（1日3便） 101日
- オ 五稜郭コース（1日2便） 102日
- カ 北斗市コース（1日3便） 101日
- キ 北斗市コース（1日2便） 102日

- (2) 北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約

- ア Aコース（1日3便） 114日
- イ Aコース（1日2便） 88日
- ウ Bコース（1日3便） 114日
- エ Bコース（1日2便） 88日

2 随意契約の相手方を決定した日

平成31年3月26日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 有限会社大沼交通
イ 住 所 亀田郡七飯町字大沼町278番地の6
- (2)ア 氏 名 函館バス株式会社
イ 住 所 函館市高盛町10番1号

4 随意契約に係る契約金額

- (1)ア 5号線コース（1日3便） 82,944円
イ 5号線コース（1日2便） 69,336円
ウ 産業道路コース（1日2便） 72,144円
エ 五稜郭コース（1日3便） 91,368円
オ 五稜郭コース（1日2便） 74,844円
カ 北斗市コース（1日3便） 80,136円
キ 北斗市コース（1日2便） 65,448円
- (2)ア Aコース（1日3便） 68,828円
イ Aコース（1日2便） 54,648円
ウ Bコース（1日3便） 67,197円
エ Bコース（1日2便） 53,060円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号